



裁判員制度 パネル展

宮崎地方裁判所

裁判員制度は

国民から選ばれる裁判員が
刑事裁判に参加する制度です



6人の裁判員と3人の裁判官が
ともに刑事裁判に立ち会い
被告人が有罪か無罪か
有罪の場合どのような刑にするかを
判断します

令和6年の 裁判员候補者名簿に登録された方へ お知らせを発送しました

裁判员候補者名簿記載通知イメージ

大切なお知らせです。必ず、ご開封ください。

000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

〇〇〇〇 様



親展

料金後納
郵便

折曲厳禁

令和5年11月

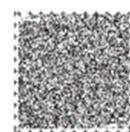


裁判员制度

〒102-8651
東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所

このお知らせに関するお問い合わせ先 ****-****-****
受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜日除く)
(開設期間 令和5年11月16日(木)～同年12月15日(金))

(音声コードです。下部の切り欠きは音声コードがあることをお伝えするものです。)



◆ 令和5年11月15日に発送しました ◆

令和6年の裁判员候補者名簿に登録された方へ「裁判员候補者名簿への記載のお知らせ(名簿記載通知)」を発送しました。

これは、令和6年2月頃から翌年2月頃までの間に、裁判所にお越しいただき、裁判员に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのもので、この段階で、すぐに裁判所へお越しいただく必要はありません。

裁判員候補者名簿に 登録されたことのお知らせと 一緒に調査票もお送りしています

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」をご確認の上、調査票をご記入ください →

調査票 秘 返送期限 令和5年**11月30日(木)**【必着】

以下の事由に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1~6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

1 令和6年1月1日現在、**70歳以上**である。 → 質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。

2 令和2年4月1日以後、**裁判員又は補充裁判員の職**にあったことがある。 → 年 月 ころ 地方裁判所 支部 → 資料は不要です。

3 令和4年4月1日以後、**選任予定裁判員**であったことがある。 → 年 月 ころ 地方裁判所 支部 → 資料は不要です。

4 令和2年4月1日以後、**検察審査員又は補充員**の職にあったことがある。 → 年 月 ころ 検察審査会 → 資料は不要です。

5 令和6年の1年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。 → 学生証（記載が両面にある場合は両面）の写し等の資料が必要です。 ※

6 令和6年の1年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。 → 診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。 ※

※ 資料の提出に関しては裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」をご確認ください。

うらに続きます

調査票（続き）

第2 裁判員になることができない職業

Q&Aの2記載の職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に○をつけてください。

1 該当する。 → 職業種がわかる身分証明書の写し等の資料が必要です。 2 を参照

第3 裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合

2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。あわせて、具体的な事情を記入してください。 3 を参照

その1

【辞退を希望する月】 【理由】

1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出席予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

【具体的な事情】

その2

【辞退を希望する月】 【理由】

1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出席予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

【具体的な事情】

資料の例：辞退書の写し、医療費の内容が分かる請求書の写し、郵便届定基であること等を証する書類の写し、介護保険証の写し、障害者手帳の写し等

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【変更後の氏名】 姓 名

【変更後の住所】 〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村

これで終わりです。さりとらで切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。調査票や提出された資料に記録された個人情報等は、適切に管理し、裁判員候補者に送付する事柄以外で利用することはありません。

◆ 調査票での辞退の申し出について ◆

調査票では、①1年間を通じての辞退の希望・理由、②裁判員になることができない職業に就いているか、③特定の月における辞退の希望・理由などをお尋ねしています。

なお、この調査票以外に、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や、裁判員選任手続において辞退を申し出いただくことも可能です。

名簿記載通知が届いてから 裁判員に選ばれるまで ～ 裁判員選任手続の流れ～

令和5年秋頃

裁判員候補者名簿の作成

令和6年1月1日時点、満18歳以上で選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

令和5年11月15日(水)

候補者へ通知・調査票の送付

調査票の記載から、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

事件ごとの裁判員候補者がくじで選ばれます

期日のお知らせには、裁判員を務めていただく予定の期間を記載しています。このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。

選任手続期日の6～8週間前(令和6年1月以降)

選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

質問票の記載から、辞退が認められる人は、裁判所にお越しいただく必要はありません。

選任手続期日(令和6年2月頃～令和7年2月頃)

裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続(選任手続)を行います

裁判長は、候補者に対し、辞退希望等について質問をします(質問手続)。

裁判員となる人を決定します



最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合は補充裁判員も選任)をくじで決定します。

この段階において、裁判員になれない人や辞退が認められた人は、その事件の候補者から除外されます。

裁判員に選ばれてから裁判員としての仕事を終えるまで ～ 裁判員の仕事 ～

1. 審理に立ち会う

裁判員は、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます。)に立ち会います。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。

なお、裁判員は、証人等に質問することもできます。



2. 評議(評決)する

裁判員は、裁判官と法廷で見聞きした証拠をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかについて議論し(評議)、結論を出す(評決)こととなります。

評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。



3. 判決に立ち会う

裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の仕事は終了します。



宮崎県では1, 200人の方が 令和6年の裁判员候補者に 選ばれました



Q1. 裁判员候補者に 選ばれる確率は？



約742人に1人です。*
県内の有権者全体数に占める令和6年の裁判员候補者名簿に登録された方(1, 200人)の割合です。

Q2. 裁判员等に 選ばれる確率は？



約21, 575人に1人です。

*県内で令和4年に選任された裁判员は30人、補充裁判员は12人でした。裁判员等に選ばれる確率は、20歳以上(令和5年より18歳以上)の有権者21, 575人に1人程度となります。

Q3. 裁判员裁判は どこで行われるの？



宮崎県では
宮崎地方裁判所で行われます。

Q4. 裁判员裁判になる事件は どれくらいあるの？



令和4年は県内で**4人**起訴されました。

*令和4年の裁判员裁判対象事件の新受人員(延べ人員)です。

Q5. 裁判员が裁判所に 出席した日数は？



平均約8. 2日です。
*選任手続、裁判、評議等に出席した日数
(令和4年:全国)

裁判手続に参加した日数	割合
3日	0.1%
4日	4.2%
5日	13.1%
6日	21.4%
7~10日以内	45.3%
11日以上	15.9%

Q6. 裁判员裁判では どのような事件を扱うの？



一定の重大な犯罪に関する地方裁判所の刑事事件を扱います。

*全国の地方裁判所における裁判员裁判対象事件の新受人員(起訴された人員)内訳(令和4年)

事件罪名	延べ人員	割合
殺人	228人	27.2%
強盗致傷	133人	15.9%
傷害致死	85人	10.1%
現住建造物等放火	80人	9.5%
(準)強制わいせつ致死傷	74人	8.8%
その他	239人	28.5%

国民の皆さんが参加することによって ひとりひとりの感覚や経験に根ざした 新鮮で多様な視点が裁判にもたらされます

裁判員制度は、平成21年5月21日に始まりました。これまで、様々な年代や職業の方々に、裁判員として裁判に参加していただき、多くの判決が出されています。

裁判員制度は、国民の皆さんのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



裁判員経験者の声

～実際に裁判員を経験された方々の声をご紹介します～

検察官や弁護人の説明に、わかりやすい表や図の入った資料が配付されるのにびっくりした。裁判員に少しでも**わかりやすく理解してもらおう**という配慮を感じた。

(50代, お勤め)

とても話しやすく、自分の意見もはっきり伝えることができた。

全員の話も聞いて**十分な議論ができました。**

(30代, 自営・自由業)

傍聴すらしたことがなかった「裁判」に参加していたなんて今でも信じられないほどですが、法廷での審理や評議を通して、**裁判官、裁判員が一丸となり一つの答えを導き出した**ことは何にも代え難い経験でした。

(60代, お勤め)

裁判がどのように進められているのか、**実際に経験出来た**ことで、仕組みを理解し、自分とは関係がないと思っていた**「裁判」が身近に感じられるようになった**。また、今後も、身の回りで起こっているニュース等、裁判に興味を持てるようになった。

(30代, 専業主婦・専業主夫)

他者の意見を聞くことの大切さやその出来事の背景に隠れているものに目を向けることなど、当事者たちの人生に触れながら、この数日間で本当に**多くの貴重なことを学ぶことができた。**

(20代, お勤め)

当初は不安が大きかったのですが、評議とともにその**不安は解消されました**。また、裁判官も丁寧に説明してくれましたので、法的な知識も若干ですがついたように思います。**裁判員をやった良かった**と思います。

(70歳以上, 無職)